株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。

㉟　大量保有報告書等の提出状況

公開買付者又はその特別関係者が、対象者の株券等に係る大量保有報告書（法第27条の23第１項又は第27条の26第１項に規定する大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第１項又は第27条の26第２項に規定する変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書を提出している場合（提出すべきであったこれらの書類を提出しなかった場合を含む。）には、これらの書類の名称、提出者及び提出年月日（これらの書類を提出していない場合にあっては、その旨）を記載すること。ただし、これらの書類を提出した日又はこれらの書類の提出義務の原因となる事実が生じた日が届出日の５年前の日より前である場合には、この限りでない。

㊱　［略］

㊲　公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

公開買付者又はその特別関係者（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者を除く。）が対象者の役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

㊳～㊷　［略］

㊸　対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、㉘に準じて記載すること。

［ａ～ｃ　略］

㊹　［略］

㊺　その他

対象者に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　別途買付け禁止の特例を受けるための申出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【申出者の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【申出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。

［加える。］

㉕　［同左］

㉖　公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合には、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載すること。利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。

㉗～㉛　［同左］

㉜　［同左］

次に掲げるものを除き、⑱に準じて記載すること。

［ａ～ｃ　同左］

㉝　［同左］

㉞　［同左］

投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　別途買付け禁止の特例を受けるための申出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【申出者の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【申出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿